

問1 (35点)

(1)① 資産の譲渡等の意義 [3]

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

② 特定資産の譲渡等の意義

(イ) 特定資産の譲渡等の意義 [2]

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

(ロ) 電気通信利用役務の提供の意義 [2]

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話等の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

(ハ) 事業者向け電気通信利用役務の提供の意義 [3]

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

③ 課税の対象 [1]

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、消費税を課する。

④ あてはめ [8]

国外事業者（外国法人）A社が行った本件取引における役務の提供は、クラウド上で顧客に電子データの提供を行っていることから電気通信利用役務の提供に該当し、日本国内に住所を有する者に対するものであることからその役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるため国内取引に該当する。

しかし、事業者のほかに事業者以外の者も役務の提供を受けることができることから、事業者向け電気通信利用役務の提供には該当せず、いわゆる消費者向け電気通信利用役務の提供に該当するため、特定資産の譲渡等に該当しない。

そのため、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当し、課税の対象となる。

(2)① A社は、適格請求書発行事業者の登録の申請を行っていないことから適格請求書発行事業者に該当しない。また、A社の設立3期目の課税期間の基準期間（令和4年10月1日から令和5年9月30日）における課税売上高は、その基準期間において課税資産の譲渡等を行っていないことから1,000万円以下（0円）となる。[3]

② A社の設立3期目の課税期間の特定期間（令和5年10月1日から令和6年3月31日）における課税売上高は、その特定期間において課税資産の譲渡等を行っていないことから1,000万円以下（0円）となる。そのため、前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例の適用はない。

[3]

なお、A社は国外事業者（外国法人）に該当するため、特定期間に支払った給与等の金額の合計額による判定は行うこととはできない。[2]

③ A社の設立3期目の課税期間においては基準期間があるが、A社は外国法人に該当し、設立3期目の

課税期間に国内における課税資産の譲渡等に係る事業を開始（令和6年11月1日より開始）していることから、基準期間がないものとして判定を行った場合に令和6年10月1日における出資の金額が1,000万円以上（2,000万円）であるため新設法人に該当し、新設法人の納税義務の免除の特例の適用がある。

〔6〕

したがって、小規模事業者に係る納税義務の免除の規定による納税義務の免除はされない。〔1〕

問2（15点）

(1)① 原則 〔1〕

消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書について承認を受けた日（令和7年4月23日）の属する課税期間（令和7年4月1日から令和8年3月31日）において課税売上割合に準ずる割合の適用を受ける。

② 例外 〔4〕

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの課税期間について適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課税期間の末日までに消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書を提出し、その課税期間の末日の翌日から1月を経過する日までに承認を受けたときには、適用を受けようとする課税期間の末日に承認を受けたものとみなして、その承認申請書を提出した日（令和7年3月17日）の属する課税期間から、課税売上割合に準ずる割合を適用する。

(2) 当課税期間における仕入控除税額の計算方法

【根拠規定】

その課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき、又はその課税期間における課税売上割合が95%未満のときは、控除する課税仕入れ等の税額の合計額は、次の区分に応じそれぞれに定める方法により計算した金額とする。

① 個別対応方式 〔2〕

この方法は、課税仕入れ等の区分が正しく行われている場合に適用することができ、(イ)の金額に(ロ)の金額を加算する方法

(イ) 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額

(ロ) 課税資産の譲渡等と他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

② 一括比例配分方式 〔1〕

その課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

なお、上記①のように区分している事業者は、個別対応方式に代え、一括比例配分方式により控除される課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。〔1〕

また、一括比例配分方式により計算することとした事業者は、その方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後2年を経過する日までの間に開始する各課税期間においてその方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、個別対応方式により計算することはできない。〔1〕

【あてはめ】

B社の当課税期間における課税売上高は5億円以下（464,939,000円）であるが、課税売上割合が95%未満（92%）であり、前々課税期間と前課税期間において一括比例配分方式を継続して適用していることから、個別対応方式又は一括比例配分方式いずれの方式でも計算することができる。〔3〕

なお、個別対応方式では課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合（97%）を用いて計算を行う。[1]

また、上記課税売上割合が95%未満かどうかの判定においては、課税売上割合に準ずる割合を用いることはできない。[1]

Z-75-F [第二問] 答案用紙

(消費税法)

問1

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

	計 算 過 程	(単位:円)
(1) 7.8%		
① $(8,250,000 + 2,750,000) \boxed{2} + 242,453 + (1,969,606 - 12,050) + 495,000,000$ $+ (500,000,000 + 330,233) \boxed{2} = 1,008,530,242$ $1,008,530,242 \times \frac{100}{110} = 916,845,674$		
② 特定課税仕入れ $50,184,347 \boxed{2}$		
③ ①+②=967,030,021 → 967,030,000 (千円未満切捨)		
(2) 6.24%		
3,687,048,955 - 467,874,500 = 3,219,174,455 $3,219,174,455 \times \frac{100}{108} = 2,980,717,087 \rightarrow 2,980,717,000$ (千円未満切捨)		
(3) (1)+(2)=3,947,747,000	金額	3,947,747,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

	計 算 過 程	(単位:円)
(1) 7.8%		
967,030,000 × 7.8% = 75,428,340		
(2) 6.24%		
2,980,717,000 × 6.24% = <u>185,996,740</u> $\boxed{2}$		
(3) (1)+(2)=261,425,080	金額	261,425,080 円

II 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

	計 算 過 程	(単位:円)
(1) 7.8%及び6.24%		
916,845,674 + (2,980,717,087 - $\times 50,601,341$) = 3,846,961,420 $\times (14,247,289 + 40,402,160) = 54,649,449 \quad 54,649,449 \times \frac{100}{108} = 50,601,341$		
(2) 輸出免税取引分 467,874,500		

次ページへ続く

(消費税法)

【課税売上割合】(続き)

計 算	過 程	(単位 : 円)
(3) 非課税 $(9,786 + 765,474) + (30,934,530 + 2,970) + 50,000,00 + 6,000,000 + 347,400,000 \times 5\% + 12,050 \times 5\% = 2 + 330,000,000 + (550,000,000 + 82,550) = 2 - 2,970 = 2 = 985,162,942$		
(4) 課税売上割合 $((1)+(2)/(1)+(2)+(3))$		
$\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 0.8141\cdots$	課税売上割合	4,314,835,920 5,299,998,862 円 円

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算	過 程	(単位 : 円)
4,314,835,920 > 5億円 \therefore 按分計算必要		
$\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 0.8141\cdots < 95\%$	\therefore リバースチャージ方式による計算が必要	
判定結果	<input type="checkbox"/> 全額控除 <input checked="" type="checkbox"/> 個別対応方式又は 一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと	

【仕入れに係る消費税額】

計 算	過 程	(単位 : 円)
(1) 課税資産の譲渡等にのみ要するもの		
① 7.8%		
(イ) 国内 (適格)		
$7,697,063 + 26,560,000 + (3,819,476 - 3,000) + 8,200 + 547,000 = 2 + (12,346,000 - 3,960,000) + 210,989,345 + (4,010,680 + 13,094,400) + (45,526,600 - 4,501,000) + 784,230 + 13,680,492 + 37,843,920 + (845,610 + 600,000) = 2 + (169,328,916 + 190,263,441 + 75,812,921) + 4,699,546 + (2,204,320 - 545,000 - 165,000) = 2 + 5,138,401 + 4,961,360 + 9,694,324 = 831,282,245$ $831,282,245 \times \frac{7.8}{110} = 58,945,468$		
(ロ) 適格以外 $(3,960,000 = 2 + 4,501,000) \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 479,968$		
(ハ) 特定課税仕入れ $50,184,347 \times 7.8\% = 3,914,379$		
(ニ) (イ) + (ロ) + (ハ) = 63,339,815		
② 6.24%		
$(456,012,654 - 13,680,492) = 2 + (57,996,973 - 4,699,546) + 7,028,244 = 502,657,833$ $502,657,833 \times \frac{6.24}{108} = 29,042,452$		
③ ①+②=92,382,267		
		次ページへ続く

(消費税法)

【仕入れに係る消費税額】(続き)

計	算	過	程	(単位 : 円)
(2) その他の資産の譲渡等にのみ要するもの				
13,200	$\boxed{2} \times \frac{7.8}{110} = 936$			
(3) 共通して要するもの				
① 7.8%				
(イ) 適格				
	$1,225,893 + (160,600 + 120,000) + 650,000 + 5,490,000 \boxed{2} + (713,454 - 1,500) + 103,000$			
	$+ (12,065,405 - 3,450,000 - 1,100,000 - 2,346,500) \boxed{2} + (2,172,389 - 125,500) + 1,987,603$			
	$+ (2,756,432 - 880,000) + 1,800,000 + 431,000 + (1,237,054 - 210,755) - (870,000 - 181,700))$			
	$+ (1,195,579 + 2,546,198 + 2,764,537 + 8,967,481) + 27,291,000 + 34,716,000 + \underline{8,201,420} \boxed{2}$			
	$= 107,792,490$			
	$107,792,490 \times \frac{7.8}{110} = 7,643,467$			
(ロ) 適格以外				
	$2,346,500 + \underline{880,000} \boxed{2} + (870,000 - 181,700) = 3,914,800$			
	$3,914,800 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 222,075$			
(ハ) (イ) + (ロ) = 7,865,542				
② 6.24%				
(イ) 適格				
	$754,000 + 243,000 \boxed{2} + (210,755 - 181,700) = 1,026,055$			
	$1,026,055 \times \frac{6.24}{108} = 59,283$			
(ロ) 適格以外				
	$181,700 \times \frac{6.24}{108} \times 80\% = 8,398$			
(ハ) (イ) + (ロ) = 67,681				
③ ①+②=7,933,223				
(4) 課税仕入れ等の税額の合計額				
① 7.8%				
(イ) 適格	$(831,282,245 + 13,200 + 107,792,490) \times \frac{7.8}{110} = 66,589,871$			
(ロ) 適格以外	$\{(3,960,000 + 4,501,000) + 3,914,800\} \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 702,044$			
(ハ) 特定課税仕入れ	3,914,379			
(二) (イ) + (ロ) + (ハ) = 71,206,294				
② 6.24%				
(イ) 適格	$(502,657,833 + 1,026,055) \times \frac{6.24}{108} = 29,101,735$			
(ロ) 適格以外	8,398			
(ハ) (イ) + (ロ) = 29,110,133				
③ ①+②=100,316,427				

次ページへ続く

(消費税法)

【仕入れに係る消費税額】(続き)

	計	算	過	程	(単位 : 円)
(5) 個別対応方式					
	92,382,267 + 7,933,223 × $\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862}$	= 98,840,863			
(6) 一括比例配分方式					
	100,316,427 × $\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862}$	= 81,669,625			
(7) 比較					
(5) > (6)	∴ 98,840,863				
			金額		98,840,863 円

【仕入れに係る消費税額の調整】

	計	算	過	程	(単位 : 円)
(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整)					
(1) 調整対象固定資産の判定					
① 業務管理システム					
	31,500,000 × $\frac{100}{110}$	= <u>28,636,363</u> [2]	≥ 1,000,000	∴ 該当する	
② 新車					
	8,201,420 × $\frac{100}{110}$	= 7,455,836	≥ 1,000,000	∴ 該当する	
	新車については、当課税期間が第3年度の課税期間に該当しないため、変動の調整に適用はない。				
(2) 仕入れ等の課税期間の課税売上割合					
	$\frac{3,245,287,552}{3,260,120,198}$	= 0.9954…			
(3) 通算課税売上割合					
	$\frac{3,245,287,552 + 3,452,433,566 + 4,314,835,920}{3,260,120,198 + 3,551,928,722 + 5,299,998,862}$	= $\frac{11,012,557,038}{12,112,047,782}$	= 0.9092…		
(4) 著しい変動の判定					
① 変動率 $\frac{(2)-(3)}{(2)}$	= 0.0866…	< 50%			
② 変動差 $(2)-(3)=0.0862…$	≥ 5 %				
	∴ 著しい増加に該当しないため、変動の調整の適用はない。 [2]				

次ページへ続く

(消費税法)

【仕入れに係る消費税額の調整】(続き)

計 算 過 程	(単位 : 円)				
(居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整)					
(1) 居住用賃貸建物の判定					
① マンションA $(420,000,000 + 330,233) \times \frac{100}{110} = 382,118,393 [2] \geq 10,000,000 \therefore \text{該当する。}$					
② ビルB $(8,000,000 + 160,000,000 + 160,000,000 + 172,000,000) \times \frac{100}{110} = 454,545,454 \geq 10,000,000$ $\therefore \text{該当する。}$					
(2) マンションA					
① 消費税額 $(420,000,000 + 330,233) \times \frac{7.8}{110} = 29,805,234$					
② 課税 $495,000,000 \times \frac{100}{110} = 450,000,000$					
③ 非課税 $6,875,000 + 41,250,000 + 30,934,530 = 79,059,530$					
④ 課税譲渡等割合 $\frac{\text{②}}{\text{②} + \text{③}} = \frac{450,000,000}{529,059,530}$					
⑤ ①×④=25,351,315					
(3) ビルB					
① 消費税額 $(500,000,000 - 8,000,000) \times \frac{380,000,000}{120,000,000 + 380,000,000} \times \frac{7.8}{110} = 26,514,327 [2]$					
② 課税 $(500,000,000 + 330,233) \times \frac{100}{110} = 454,845,666$					
③ 非課税 $50,000,000 + 50,000,000 = 100,000,000$					
④ 課税譲渡等割合 $\frac{\text{②}}{\text{②} + \text{③}} = \frac{454,845,666}{554,845,666}$					
⑤ ①×④=21,735,641					
(4) 調整税額					
$25,351,315 + 21,735,641 = 47,086,956$					
(5) 調整後の仕入れに係る消費税額					
$98,840,863 + 47,086,956 = 145,927,819$					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">調整税額</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">47,086,956 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">調整後の仕入れに係る消費税額</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">145,927,819 円</td> </tr> </table>		調整税額	47,086,956 円	調整後の仕入れに係る消費税額	145,927,819 円
調整税額	47,086,956 円				
調整後の仕入れに係る消費税額	145,927,819 円				

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程	(単位 : 円)		
$54,649,449 \times \frac{6.24}{108} = 3,157,523$			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">3,157,523 [2] 円</td> </tr> </table>	金額	3,157,523 [2] 円
金額	3,157,523 [2] 円		

【貸倒れに係る消費税額】

計	算	過	程	(単位：円)
$475,431 \times \frac{6.24}{108} = 27,469$				
金 額				27,469 [2]円

III 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計	算	過	程	(単位：円)
差引税額 $261,425,080 - (145,927,819 + 3,157,523 + 27,469) = 112,312,269 \rightarrow 112,312,200$ (百円未満切捨)				
金 額				112,312,200 円

IV 中間納付税額の計算

計	算	過	程	(単位：円)
【中間申告の要否の判定】				
金 額				98,233,300 [2]円

V 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計	算	過	程	(単位：円)
納付税額 $112,312,200 - 98,233,300 = 14,078,900$				
金 額				14,078,900 円

消費税法【総評】

〔第一問〕

問1

問1に対しての配点は35点とされた。

今年度の本試験に關わる改正項目である国外事業者に係る納税義務の免除の見直し（令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用）について確認する問題であった。

ボーダーラインは 27点／35点、合格確実ラインは 32点／35点であると考える。

問2

問2に対しての配点は15点とされた。

令和3年4月1日以後に終了する課税期間から適用された課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直しに係る改正について、個別対応方式及び一括比例配分方式の計算方法に触れながら確認する問題であった。

ボーダーラインは 10点／15点、合格確実ラインは 13点／15点であると考える。

以上、理論のボーダーラインは37点／50点、合格確実ラインは45点／50点であると考える。

〔第二問〕

標準税率・軽減税率・適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置が混在し、また、仕入れに係る消費税額の調整の出題もあり、手間のかかる問題であった。

処理をする項目が多く、集中力を保つことが困難となりケアレスミスにつながり、思いの外得点がのびなかつたと思われる。

以上、計算のボーダーラインは 32点／50点、合格確実ラインは 38点／50点であると考える。

	ボーダーライン	合格確実ライン
理論	37点	45点
計算	32点	38点
合計	69点	83点